

## ウェルネスエイジクラブ 会則

### 第 1 条 (名称)

本クラブは「ウェルネスエイジクラブ」（以下「クラブ」という）と称す。

### 第 2 条 (運営・管理)

本クラブの運営・管理は、本会則ならびに別に定める規則に基づき、リソル生命の森株式会社（以下「会社」という）が行う。但し、運営の一部については、医療法人財団 健康医学研究会 リソルクリニック（以下「クリニック」という）に委託するものとする。

### 第 3 条 (施設)

本クラブ会員が利用する施設は、会社が管理・運営するリソル生命の森の各施設（以下「施設」という）とする。

### 第 4 条 (目的)

本クラブは会員が施設の利用を通じ、予防医学及び健康増進の観点から、心身の健康維持を図れるようにサポートするとともに、健全な社交の場として会員相互の親睦と生活の質の向上を目指すことを目的とする。

### 第 5 条 (会員制度)

- 本クラブは会員制とする。
- 本クラブに入会しようとする者は、本会則を承諾し、本会則に基づく諸契約を会社と相互に締結しなければならない。
- 会員の施設の利用範囲、条件並びに特典は別に定める。
- 会員は施設利用を行う際、常に会員証を提示しなければならない。

### 第 6 条 (会員入会資格)

- 年齢満 60 歳以上で、本会則を遵守する方。
- 入会時に同意書提出により施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに本クラブに申告した方。
- 過去に重大な病歴や治療等の疾患がなく、医師から運動を禁じられていない方。心身ともに健康である方。伝染病、その他 他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有していない方。
- 暴力団、その他これに類似する団体あるいはその構成員でない方。
- 刺青、ファッションタトゥーのない方。

### 第 7 条 (入会にあたって)

- 入会申込者（以下「申込者」という）は入会にあたりクリニックにてメディカルチェックを受けなければならない。但し、申込者の選択においてクリニックでの人間ドックへ変更することができる。
- 入会時のメディカルチェック相当費用は年会費に含まれる。但し、申込者の選択においてクリニックでの

人間ドックへ変更する場合は、メディカルチェック費用は年会費より控除し、クリニックでの人間ドック費用については申込者の負担とする。

- 入会時のメディカルチェック若しくはクリニックでの人間ドックで第 6 条 3 に該当しないとクラブが判断した場合、入会を認めない。
- 上記 3 の場合メディカルチェック費用は申込者の負担とする。

### 第 8 条 (入会手続き)

本クラブの入会希望者は、所定の入会申し込みを行い本クラブの承認の上、会社の定めた所定の会費及び諸費用等を納入する。

### 第 9 条 (会費・諸費用の支払い)

- 会員種別ごとの入会金及び会費、及びの支払方法は別に定める。
- 会員は入会時に会費を支払うものとする。
- 会社が会費の支払い方法を金融機関による自動引落とし手続きと指定した場合は、それに従うものとする。

### 第 10 条 (会員資格の譲渡)

本クラブの会員資格は他に相続・譲渡・貸与できないこととする。

### 第 11 条 (会員証について)

- 会員証は会社指定のものとする。
- 会員証を紛失した場合は、速やかにクラブに届け出るものとする。その場合、所定の手続き、手数料により再発行する。

### 第 12 条 (会員以外の施設利用)

本クラブ及び会社が必要と認めた場合は会員以外に施設を利用させることができる。

### 第 13 条 (諸規則の遵守)

- 会員は施設利用及び各サービスを受けるにあたり、本会則及び各種諸規則を厳守しなければならない。
- 会員は施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

### 第 14 条 (会員資格の喪失)

- 会員は次の事項に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返却しなければならない。尚、この場合会員は会員証を返却するまでは、会費及び諸経費を支払う責を負い、本クラブはこれを請求する権利を有する。
- 会員の都合により退会を申し出て、本クラブがこれを承諾した場合。
- 本クラブを除名された場合。
- 会員本人が死亡した場合。
- 会社が施設を閉鎖した場合。

### 第 15 条 (会員除名)

会員が次の事項に該当した場合、本クラブはその会員を除名することができる。また会員はその時点で会員資格のすべてを喪失する。その場合速やかに会員証を返却しなければならない。

- 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、会員としてふさわしくない行為を行なった時。
- 他の会員に著しい迷惑行為があった時。
- 本会則及び諸規則に違反した時。
- 会費その他の諸経費の支払いを怠った時。
- 故意に施設、設備を毀損した時。
- 入会申込書の記載に偽りがあることが明らかになった時。
- 施設内において商行為、営業活動、布教活動、政治活動を行った時。
- 正常な施設利用ができないと会社が判断した時。
- その他、クラブの会員としてふさわしくないとクラブが認めた時。

### 第 16 条 (退会)

会員が退会しようとするときは、会社が指定した日までにクラブ指定の退会届を提出し、クラブの承認を得なければならない。退会の際に、会費等の未払いがある場合は、これを完納しなければならない。

### 第 17 条 (責任事項)

- 会員が施設利用中、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害に対して、クラブ及び会社は当該損害に関する責を負わない。
- 会員が施設利用中にうけた、傷害、盗難等の人的、物理的事故による受けた損害については損害保険加入の範囲を除き、本クラブ及び会社は一切の責任を負わない。
- 会員が施設利用中、会員の責に帰する事由により、クラブ及び会社又は前記第 2 条記載の委託先又は第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。

### 第 18 条 (変更事項)

住所、連絡先、銀行口座番号等その他入会申込書類記載事項に変更があった場合は、所定の方法で速やかに届け出なければならない。

### 第 19 条 (個人情報の取り扱いとその同意)

会社はクラブの個人情報の取り扱いについて以下の通りとし、会員はこれに同意する。

- 本クラブでは「個人情報の取り扱いについて」に従って会員の個人情報保護に努め、会員のプライバシーに関わる事項について、良好なサービス提供するために必要と判断される場合を除いては第三者に回答しない。
- 個別プログラム指導の中で必要となる病名等のプライバシー情報が近隣の他の会員に聞こえる場合がある。
- 本クラブは会員情報を本会則に従い運営業務に利用する。

- 本クラブは法令に基づく要請等、正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示する場合がある。

### 第 20 条 (諸経費等)

- 会員はクラブの定める諸料金を、所定の方法により納入しなければならない。また、本クラブは支払われた諸料金は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還しない。
- 本クラブは利用料金及びその他の料金を別に定め開示する。
- 本クラブは会員が負担すべき諸料金を社会経済情勢の変動に応じて変更することができる。この場合、変更前にホームページ等により会員等に告知する。

### 第 21 条 (施設の休業・閉鎖)

本クラブ及び会社は次の各号に該当する時、諸施設の全部または一部の閉鎖、若しくは休業を行うことができる。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知する。この場合、当施設の閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはない。

- 天災・地変等その他やむを得ない事由により会場が利用不可能な場合。
- 施設の改造及び修理による、やむを得ない場合。
- 法令の定めまたは行政指導に基づく場合。
- 経営上重大な事由がある場合。
- その他重大な事由によりやむを得ない場合。
- 定期休暇等による場合。

### 第 22 条 (利用制限)

本クラブ及び会社は、研修・合宿等の特別な団体ならびに運営管理上必要と認められた場合には、施設の全部または一部の利用もしくは利用時間を制限する事がある。

### 第 23 条 (会則・規約の改定)

- 本クラブは会則等の改正を行うことができる。尚、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。
- 本会則に決めていない事項及び業務遂行上必要な事項は本クラブがこれを定める。

### 第 24 条 (会員への告知)

第 21 条、第 22 条、第 23 条の事項が発生した場合、ホームページ等により会員等に告知する。